

重要社内便追跡サービス（クラウド）利用約款

第1章 総則

第1条（本サービスの適用）

ヤマトシステム開発株式会社（以下「当社」といいます）は、この「重要社内便追跡サービス（クラウド）利用約款」（以下「本約款」といいます）に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス
本約款に基づき、当社の電子通信機器等およびインターネットなどのネットワークを介して、当社が契約者等に提供する重要社内便追跡サービス
- (2) 利用契約
本約款に基づき、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (3) 契約者
当社と利用契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体
- (4) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者等が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- (5) 申込者
当社と本サービスの利用契約を希望する法人・個人企業および同等の機関・組織・団体
- (6) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（当社が第三者よりライセンスまたは賃借している設備およびソフトウェアを含みます。）
- (7) 電気通信事業者
電気通信事業法第2条第5号で定義された者
- (8) 利用者ID
パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- (9) パスワード
利用者IDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- (10) 認定利用者
当社が契約者の関連会社（契約者と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社）または取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (11) 契約者等
契約者および認定利用者

第3条（約款の適用）

本約款は、本サービスの利用に関し、当社および契約者に適用されるものとします。

2. 本約款の他に当社が、契約者に発する第5条（当社からの通知）所定の通知およびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「諸規定等」といいます）は、名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。
3. 本約款本文の定めと諸規定等で定める規定が異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用されるものとします。

第4条（本約款の変更）

当社は、本約款を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款によります。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、1箇月以上の予告期間において、変更後の本約款の内容を契約者に通知するものとします。

第5条（当社からの通知）

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 第1項の定めに基づき、当社から契約者への通知を電子メールまたは書面の方法により行う場合において、第13条（契約者事項の変更）の変更届の提出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、当社が行った通知または送付した書面が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、その時点から効力を生じるものとします。

第6条（分離性）

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第7条（合意管轄裁判所）

本約款および利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条（準拠法）

本約款および利用契約における準拠法は、日本国法とします。

第9条（協議）

本約款および利用契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い契約者と当社で協議し、円満に解決を図るものとします。

第2章 利用契約の締結等

第10条（利用申込の承諾と契約の成立）

利用契約は、当社所定の利用申込書による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。なお、申込者は、本約款の内容を承諾の上、申込みを行うものとし、申込者が申込みを行った時点で、当社は、申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約を締結しないことがあります。
 - (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (2) 申込者が第17条（当社からの契約解除）第2項各号のいずれかに該当するおそれがあるなど、債務の履行が困難と想定されるとき。
 - (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解除されているとき、または利用契約の申込み時点において本サービスの利用を停止されているとき。
 - (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上または業務遂行上の著しい困難が認められるとき。
 - (5) その他当社が不相当と判断したとき。

第11条（利用契約の変更）

契約者が本サービスの利用内容を変更しようとする場合は、当社所定の変更届を当社に提出するものとし、この場合の手続は、前条（利用申込の承諾と契約の成立）を準用するものとします。この場合、「申込者」を「契約者」、「利用契約」を「利用契約の変更契約」と読み替えるものとします。

第12条（認定利用者による利用）

契約者は、当社があらかじめ書面または当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第13条（契約者事項の変更）

契約者は、その法人名、または住所もしくは所在地を変更するときは、変更予定日の1箇月前までに当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に規定するもののほか、契約者は利用契約の申込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入の上、変更予定日の1箇月前までに当社に提出するものとします。

第14条（権利譲渡の禁止等）

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、利用契約の地位を第三者に継承させ、或いは利用契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせまたは担保に供してはなりません。

第15条（契約期間）

利用契約の契約期間は、第10条（利用申込の承諾と契約の成立）に定める利用契約の成立した日から1年間とします。ただし、期間満了の1箇月前までに契約者または当社から書面による意思表示がない限り、利用契約は期間満了の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後の期間満了に際しても同様とします。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用契約の成立後、契約者による本サービスの利用がされないまま、1年が経過したとき
 - (2) 契約者による本サービスの最終利用日から13箇月が経過したとき

第16条（契約者からの契約解約）

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約希望日の1箇月前（当該日が土曜、日曜、祝日の場合には直前の当社営業日）までに当社所定の解約届によりその旨を通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約できるものとします。

2. 前項により利用契約が解約された場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第17条（当社からの契約解除）

当社は、第40条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から7日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。

2. 当社は、契約者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの通知催告を要することなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を停止したとき
 - (4) 自己振出若しくは自己引受の手形または自己振出の小切手が不渡処分となったとき
 - (5) 資産、信用、支払能力に、本契約を履行し難い重大な変更が生じたときと客観的に認められるとき

3. 契約者は、第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合は、当社に対する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. 第1項または第2項により利用契約が終了した場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第18条（契約終了後の処理）

契約者は、事由の如何を問わず利用契約が終了した後は、契約者等が本サービスを利用して作成しまたは本サービス用設備に入力したデータまたは情報等（以下「入力情報等」といいます）を当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとします。なお、当該入力情報等が消去されたことにより契約者が損害を被ったとしても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第3章 本サービス

第19条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの具体的内容は、当社のホームページに掲載のとおりとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

第20条（サービスの利用可能区域・時間）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

2. 本サービスの利用可能時間は毎日0時から24時までとします。ただし、当社のホームページに掲載する定期メンテナンス時間帯を除きます。
3. 前項の利用可能時間帯であっても、当社は以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 第38条（利用の制限）に該当する場合
 - (2) 第39条（保守等による本サービスの中断）に該当する場合

第21条（知的財産権）

本サービスにかかる著作権、特許権等の一切の知的財産権は、当社または当社が許諾を受けた第三者に帰属します。

2. 契約者は、本約款に基づき本サービスの利用を許諾されたものであり、本サービスにかかる著作権、特許権等の一切の知的財産権を取得するものではありません。

第22条（第三者委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供および本サービス用設備の維持運営に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者（以下「委託先」といいます）に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、当該委託業務遂行について第36条（機密情報の取扱い）および第37条（個人情報の取扱い）のほか利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、委託先の行為について一切の責を負うものとします。

第4章 利用料金

第23条（利用料金）

本サービスの利用料金は別途当社所定の利用申込書に記載のとおりとします。

第24条（利用料金の支払方法）

当社は、初期導入費用については初回の月額利用料金の支払時に、月額利用料金については料金の計算を1ヶ月毎に行い、毎月契約者の利用申込書に記載の締日に締切り、契約者に対し月額利用料金の合計に消費税法所定の消費税を付加して請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認のう

え、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振込支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、第1項の月額利用料金計算期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、その期間中の月額利用料金およびこれにかかる消費税額の支払いを要するものとします。

第25条（利用料金の改定）

当社は、社会経済情勢その他の情勢の大幅な変化、または物価もしくは賃金に大幅な変動が生じた場合は、利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は契約者に対し改定日の1箇月前までに当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で改定内容を通知するものとします。

2. 契約者は、前項の利用料金の改定を理由として利用契約の解約を希望する場合は、第16条（契約者からの契約解約）の定めにかかわらず、改定日の14日前までに当社所定の書面によりその旨を通知することにより、改定日の前日をもって利用契約を解約できるものとします。

第26条（保証金）

契約者は、当社より求められた場合には、利用契約上の債務の履行を担保するために、保証金として当社が指定する額を利用契約の成立と同時に当社に預託するものとします。この場合、当該保証金については利息を付けないものとします。

2. 契約者による本サービスの利用数の増加、月額利用料金の変更又は消費税法の改定などにより、当社が指定した保証金の額が不相応となった場合、当社は保証金を増額することができるものとし、契約者は当社から保証金の増額の請求があったときは、合理的な範囲内でこれに応じるものとします。
3. 利用契約が終了したときは、当社は契約者に対する金銭債権と本保証金返還債務とを対等額で相殺精算したうえ、残余の保証金を契約者に返還するものとします。
4. 契約者が自己の責に帰すべき事由により当社に対する利用料金の支払いを怠った場合は、当社は本保証金を取り崩しこれに充当することができるものとします。この場合契約者は遅滞なく、充当された保証金に相当する金額を補填するものとします。

第27条（遅延損害金）

契約者は、本サービスの利用料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第5章 契約者の義務

第28条（自己責任の原則）

契約者は、契約者が本サービスを利用したことに伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（認定利用者を含みます。本条において以下同じとします。）に対し損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスを利用したことに伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者等がその故意または過失により当社に損害を与えた場合は、契約者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第29条（契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたって、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、電気通信事業者の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービス用設備に接続するものとします。

2. 契約者は、認定利用者に対し、本サービスを利用するにあたって必要となる設備を設置させ、当該設備を本サービス用設備に接続させるものとします。

3. 当社は、契約者等が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 契約者は、契約者設備を利用するにあたり、利用者ID、パスワード、暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。
5. 契約者は、本サービスの利用を目的として認定利用者に対し開示する場合を除き、利用者IDおよびパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
6. 当社は、第三者による契約者の利用者IDおよびパスワードを用いた本サービスの利用は、当該契約者自身が利用したもののみとみなします。ただし、当社の故意または過失により利用者ID・パスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
7. 契約者が利用者IDおよびパスワードを失念した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
8. 契約者は、利用者IDおよびパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第30条（認定利用者の遵守事項等）

契約者は、第12条（認定利用者による利用）の定めに基づき、本サービスを認定利用者を利用させるにあたり、当該認定利用者に対し、次の各号の内容を周知、遵守させるものとします。なお、契約者は、これを担保するために認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結するなど、必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 本サービスは、利用契約で定める利用条件および利用範囲において利用できること。
 - (2) 認定利用者は、利用契約のうち禁止事項等、条項の性質上認定利用者が遵守すべき内容を承諾の上、これらを遵守すること。
 - (3) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (4) 認定利用者は、第三者に対し本サービスを利用させないこと。
 - (5) 本サービスの提供に関して、当社が必要と認めた場合には、契約者が当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の機密情報を開示することができること。また、当社は第22条（第三者委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができること。ただし、当該機密情報に関して、当社は本約款に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (6) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとします。

第31条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第12条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号のいずれかに違反したときは、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第1項各号のいずれかに違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 契約者と当社間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第32条（バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービス用設備に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、その一切の責任を負わないものとします。

第33条（禁止事項）

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスにより利用しうる情報を不当に改ざん、または消去する行為
 - (3) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (5) 当社または第三者に不利益を与える行為
 - (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (8) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、第40条（利用の停止）の定めに従い、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為または契約者等が提供または伝送する（契約者等の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務

第34条（当社の維持責任）

本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意を持ってサービスを運営することに限られるものとします。

第35条（本サービス用設備等の障害等）

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、直ちに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。
3. 当社は、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、速やかに当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

第7章 機密情報等の取扱い

第36条（機密情報の取扱い）

契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が機密である旨あらかじめ指定した情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。なお、以下、機密情報を開示する契約者または当社を「開示者」といい、機密情報を受領する契約者または当社を「受領者」といいます。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 開示者からあらかじめ書面により機密情報として扱いから除外することの承諾を得た情報
2. 前項の定めにかかわらず、以下の機密情報については、前項に定める秘密である旨の指定がなされ

たものとみなします。

- (1) 契約者等が本サービスに入力する情報
- (2) その他当社が定める機密情報

3. 前各項の定めにかかわらず、受領者は、機密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、受領者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかに通知するものとします。
4. 受領者は、機密情報に対する不正なアクセスおよび機密情報の第三者への開示・漏洩等の防止のため、必要かつ十分な組織的、物理的および技術的安全措置を講ずるものとします。
5. 受領者は、開示者より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、受領者は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を得るものとします。
6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（第三者委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は当該委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
7. 受領者は、開示者の要請があったときは資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含みます。）を相手方に返還し、機密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の定めは、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

第37条（個人情報の取扱い）

契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報および本サービスの利用により本サービス用設備に入力され、当社の管理下に置かれた情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同じとします。）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩してはならず、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、前条（機密情報の取扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第8章 利用の制限、中断、停止等

第38条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、契約者等が本サービス用設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき、当該契約者等の利用を制限することがあります。

第39条（保守等による本サービスの中断）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 前条（利用の制限）の規定により利用の制限を行っている場合
- (3) 本サービス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事前通知を要することなく中断できるものとし、この場合は、事後速やかに契約者に通知するものとし、
3. 当社は、第1項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者等が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとし、

第40条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても利用料金を支払わない場合
 - (2) 第33条（禁止事項）第1項の各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - (3) 本約款の規定に違反した場合
 - (4) その他、当社が不適当と判断する行為を契約者が行った場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、その理由、サービス提供停止開始日、および期間、サービス提供停止解除条件等をあらかじめ契約者に通知するものとし、ただし、緊急やむを得ない場合は事前通知を要することなく停止できるものとし、この場合は事後速やかに契約者に通知するものとし、

第41条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、廃止日をもって当該廃止された本サービスの利用契約は当然に終了するものとし、

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3箇月前までにその旨を通知します。

第9章 その他

第42条（損害賠償）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた月の当該本サービスに係わる月額利用料金の額を超えないものとし、

2. 本サービスまたは利用契約に関して、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合については、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとし、

第43条（責任の制限）

本サービスまたは利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条（損害賠償）の範囲に限られるものとし、当社は、以下のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとし、

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者等の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正ア

クセスまたはアタック、通信経路上での傍受

- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS等）およびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) その他当社の責に帰すべからざる事由

第4.4条（反社会的勢力との関係遮断）

契約者または当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - (2) 自らの役員（代表者、取締役または実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 利用契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用し次の行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為
2. 契約者または当社は、利用契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者に対し何らの催告を要せずして、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。この場合、利用契約の解除に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 契約者は、認定利用者自らが反社会的勢力であることまたは認定利用者が反社会的勢力を利用するなど反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合、当該認定利用者の本サービスの利用を直ちに停止させるものとします。

以上

付則

この約款は2009年1月1日から発効します。

（改定履歴）

- 2011年12月 1日 第1. 1版発効
- 2014年 2月18日 第2. 0版発効
- 2021年 4月15日 第3. 0版発効